

## 議案第30号

渋川市もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例

私たちの生活環境において、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。

食品ロスは、国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に向き合っていかなければならない。

渋川市は、市民一人当たりの食品ロスを含む廃棄物の排出量が全国平均より多くなっている。

このような状況において、食品ロスの削減に積極的に取り組み、廃棄物の減量化を進め、豊かな自然環境を未来へ継承していくことが必要である。

ここに、食べ物を作ってくれた人々やそれを育んだ自然の恩恵に感謝するとともに、まだ食べることができる食品をもったいないの心を持って、市、市民等及び事業者の多様な主体が連携し、市民運動として食品ロスの削減を推進するため、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、食品ロスの削減に関し、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、それぞれがもったいないの心を共有した上で、食品ロスの削減に向けた活動を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の快適な生活環境に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) もったいないの心 食品を食べることなく、無駄にしてしまうの

が惜しいと思う気持ちをいう。

(2) 市民等 市内に居住し、又は滞在している者をいう。

(3) 事業者 市内で、食品の生産、製造、販売等の事業活動を行う者をいう。

(4) 食品 飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

(5) 食品ロスの削減 まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、食品ロスの削減に関する必要な施策を総合的に推進しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善等することにより食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(食品ロスの削減の基本方針)

第6条 市は、食品ロスの削減に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とし、各種施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進を図るものとする。

(1) 市民等及び事業者の食品ロスの削減に対する理解と関心を深めるよう、教育及び普及啓発を図ること。

(2) 市民等及び事業者が行う自発的な食品ロスの削減の取組を促進するため、必要な情報の提供その他の支援に努めること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 理 由

もったいないの心を持って、市、市民等及び事業者の多様な主体が連携し、市民運動として食品ロスの削減を推進するため、条例を制定しようとするものである。